

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 国及び地方公共団体の責務に関する修正

国及び地方公共団体の責務に妊産婦を支援することを加えること。(児童福祉法第三条の二関係)

第二 要支援児童等と思われる者の情報提供に関する修正

要支援児童等と思われる者を把握したときに当該者の情報を市町村に提供するよう努めなければならない

い者として、歯科医師を明記すること。(児童福祉法第二十一条の十の五第一項関係)

第三 養子縁組の援助等の業務に関する修正

一 児童を養子とする養子縁組に関する者についての相談援助の業務に関する修正

児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行う都道府県の業務に関し、

特定妊婦が児童を養子とする養子縁組に関する者に含まれることを明記すること。(児童福祉法第十一

条第一項第二号ト関係)

二 児童相談所間の情報共有等による連携協力に関する修正

児童相談所は、養子縁組の援助等の業務に関し、必要な情報を共有すること等により相互に連携を図

りながら協力するものとする旨の規定を追加すること。（児童福祉法第十二条第六項関係）

第四 児童虐待の早期発見等に関する修正

一 児童虐待の早期発見等のための研修等に関する修正

児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう国及び地方公共団体が研修等必要な措置を講ずるものとされる者として、歯科医師を明記すること。（児童虐待の防止等に関する法律第四条第二項関係）

二 児童虐待の早期発見に関する修正

児童虐待の早期発見に努めなければならない者として、歯科医師を明記すること。（児童虐待の防止等に関する法律第五条第一項関係）

三 資料等の提供に関する修正

市町村長等から児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料等の提供を求められたときに当該資料等を提供することができる者として、歯科医師を明記すること。（児童虐待の防止等に関する法律第十三条の四関係）